

## 第3次尾道市環境基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

### 1. 業務目的

本市では、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造の推進を図るため、尾道市環境基本計画を策定している。

このたび、第2次尾道市環境基本計画（計画期間10年：平成29年度～令和8年度）が最終年度を迎えるため、必要な見直しを行い、新たな計画を策定するもの。

計画策定にあたっては、民間事業者等の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することとする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 第3次尾道市環境基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「第3次尾道市環境基本計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務委託料

7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

### 4. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成することが難しいため、専門的な知識や経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式により受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、尾道市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 尾道市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき的確に業務遂行できること。

### 6. 参加申込の手続等

- (1) 担当課 尾道市市民生活部環境政策課  
〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

電 話：0848-38-9434

メール：kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和8年4月13日（月）
質問書の受付期限	令和8年4月17日（金）17時
質問書に対する回答期限・回答方法	令和8年4月22日（水） 市ホームページに掲載します。
参加表明書等の提出期限	令和8年4月28日（火）17時
企画提案書等の提出期限	令和8年5月8日（金）17時
一次審査〔書類審査〕及び結果通知	令和8年5月11日（月）～5月15日（金）
二次審査〔プレゼンテーション選考〕	令和8年5月18日（月）～5月22日（金）
二次審査結果通知	令和8年5月下旬

注) 変更する場合があります。変更時は、必要に応じて連絡します。

(3) 実施要領等の配付

尾道市ホームページからダウンロードすること。（個別の配付は行わない。）

7. 質問書の受付・回答

質問は、質問書（様式1）を作成し「6(1)担当課」へ電子メールで送付すること。電子メールを送信する際は、件名を「環境基本計画プロポーザル質問書（法人名）」とし、電話にて到着確認を行うこと。

(1) 質問書の受付期限

令和8年4月17日（金）17時必着

(2) 回答方法

質問者を非公開とした上で、随時、本市ホームページに掲載する。また、本市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

8. 参加表明

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時必着

(2) 提出場所・方法

「6(1)担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参の場合は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34条）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

(3) 提出書類及び部数

次の①～⑦の書類を、各1部提出してください。（証明書類は、発行後3か月以内のものを提出すること。）

① 参加表明書（様式2）

② 業務受託実績書（様式3）

③ 会社概要書（様式4）※パンフレット等の添付は任意

④ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

- ⑥ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）
  - ⑦ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書）  
※ 令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、⑤～⑦の書類は省略できる。
- (4) 参加辞退  
参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）にて尾道市市民生活部環境政策課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

## 9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限  
令和8年5月8日（金）17時必着
- (2) 提出場所・方法  
「6(1)担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）  
※ 持参の場合は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34条）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。  
※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (3) 提出書類
- ① 企画提案書提出届（様式7）
  - ② 企画提案書（任意様式）  
企画提案書の提出にあたっては、仕様書等を十分に考慮し、「（別紙1）第3次尾道市環境基本計画策定業務に係るプロポーザル審査項目表（以下「審査項目表」という。）」の審査項目について提案すること。
  - ③ 企画提案概要書（任意提出）
  - ④ 業務体制表・業務工程計画表（任意様式）  
提出書類の中で以下の情報について明記すること
    - ・本業務の実施体制を図示し、特にアピールしたい組織体制上の優位点
    - ・プロポーザルの担当部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレス
    - ・主任担当者及びその他実務担当者の、経歴及び実績に関する以下の情報ア 氏名、生年月日  
イ 所属部署及び役職  
ウ 保有資格  
エ 業務受託実績書（様式3）に記載した分担業務分野及び役割  
オ 経歴や実績、能力等を踏まえた本業務に関するアピールポイント
  - ⑤ 見積書（様式8）※詳細な内訳を添付すること
- (4) 提出部数  
原本1部、副本9部
- (5) 様式  
様式はA4判（縦・横問わない）とする。なお、書式・書体は自由形式とし、総ページ数は20枚以内（表紙は枚数に含めない）とする（両面印刷不可）。  
また、企画提案書とは別に、企画提案書の内容を簡潔にまとめた概要版を作成してもよい。なお、書式・書体は自由形式とし、A3判（縦・横問わない）1枚で

まとめること（両面印刷不可）。

(6) 留意事項

- ① 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に変更することができるが、提出期限を過ぎた後は、変更することはできない。
- ② 提出する企画提案書は、各社1提案とする。
- ③ 提出された提案書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された提案書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 提出された提案書類を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

10. 一次審査（書類審査）

(1) 選定方法

提出された企画提案書等の内容を審査項目表の審査項目により評価・採点し、一定基準を満たした提案者を3者程度選考する。

(2) 選定結果の通知

すべての提案者に令和8年5月15日（金）までに文書により通知する。なお、選定結果等についての疑義や問い合わせについては、一切受け付けない。

11. 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日

令和8年5月18日（月）～5月22日（金）の間で別途通知

(2) 時間及び会場

別途通知

(3) プレゼンテーションの実施方法

- ・出席者は3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者（業務体制表に記載した者とする。）とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書等を用いて行い、実施時間は各参加者につき35分程度（提案説明20分以内、質疑応答15分程度）とする。なお、企画提案書の当日の差し替え、追加は認めない。
- ・プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、延長コード、モニター、HDMIケーブル、Wi-Fiを備えているが、その他必要なもの（パソコン等）がある場合は、提案者自身で準備すること。

(4) 選定方法

プレゼンテーションの内容を審査項目表の審査項目により評価・採点し、審査会の審議を経て選定する。

なお、一次審査の得点は、二次審査の選定に加味しない。

(5) 審査結果

本プロポーザルの審査は、審査会において、審査項目による得点の総計を基に審議を行い、得点の総計が最も高い者を最優秀委託候補者、次点者を優秀委託候補者として決定する。なお、本プロポーザルの参加者が1者の場合は、得点の総計を踏まえ、審査会で適否を判断するものとする。

(6) 二次審査の結果通知

審査結果は、審査後2週間以内に二次審査参加者全員へ文書にて通知する。

## 1 2. 契約

最優秀提案者の決定後、提案内容に基づき、契約条件等について最優秀提案者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合や最優秀提案者が失格要件に該当した場合は、最優秀提案者との協議を打ち切り、次点者と順次交渉するものとする。

## 1 3. 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現内容以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 提案された見積金額が見積限度額を超過している場合。
- (8) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (9) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合。
- (10) この要領に定められた以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (11) その他、行為が法令違反で、審査結果に影響を与えられるおそれがある場合。

## 1 4. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) 審査の結果は、受託候補者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (4) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）の規定に基づく開示請求があった場合は、開示することがある。

## 1 5. 提出先及び問合せ先

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市市民生活部環境政策課

担当：小田（おだ）、山手（やまて）

電話：0848-38-9434

メール：kankyo@city.onomichi.hiroshima.jp